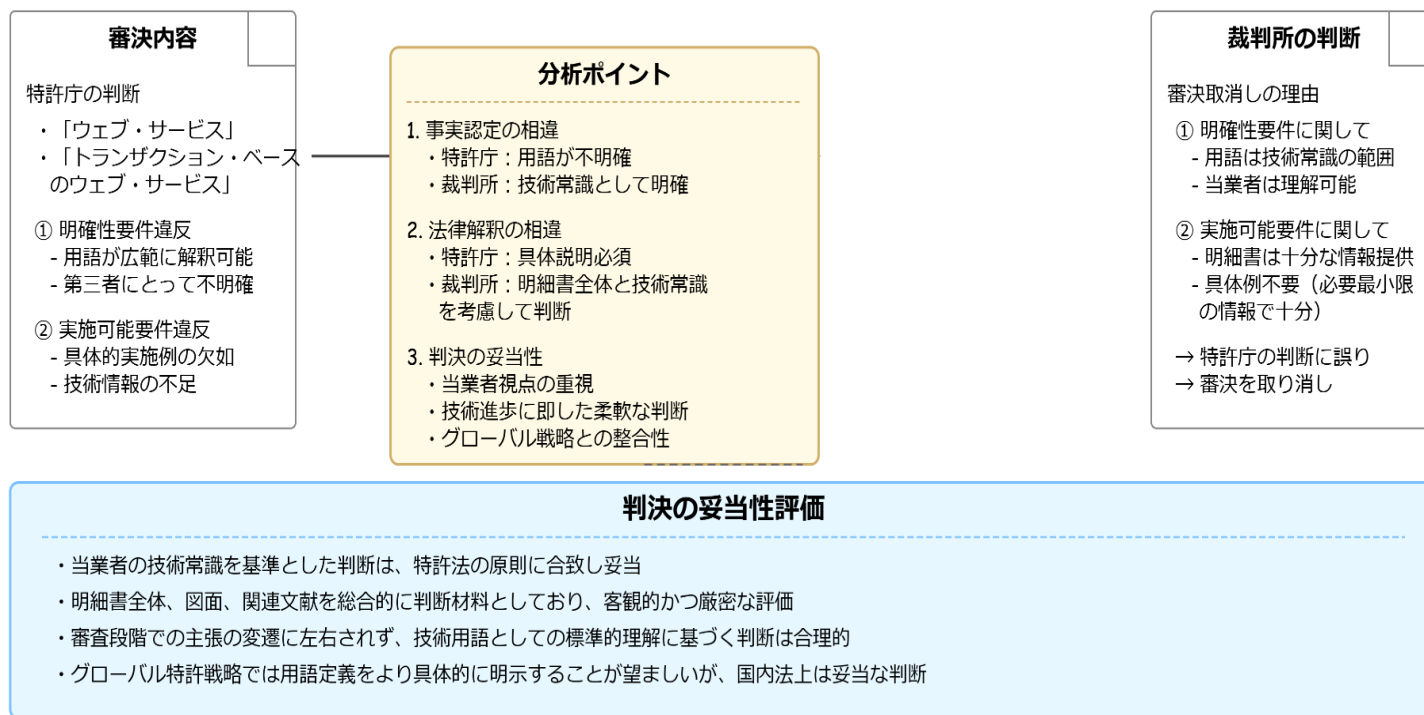


令和6年（行ケ）第10005号

「電子患者介護用のシステム、方法および装置」（知的財産高等裁判所
令和6年11月27日）判決が審決を取り消した理由とその妥当性

Felo AI

令和6年（行ケ）第10005号 判決分析 「電子患者介護用のシステム、方法および装置」



判決取消しの理由

明確性要件の問題

特許庁は、請求項に記載の「ウェブ・サービス」および「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」について、具体的な実施例や技術的な詳細説明が不足しており、用語が広範に解釈されうる点から、発明の範囲が第三者にとって十分に特定できないと判断しました。たとえば、「ウェブ・サービス」という表現が、通信サービス全般（場合によっては電

子メールなども含む)として理解される懸念がありました。

実施可能要件の問題

また、明細書全体の説明においても、発明の各構成要素や機能を再現するための十分な技術情報が提供されていないと指摘され、当業者が発明を実施可能かどうかについて疑念が呈されました。

裁判所の判断

知的財産高等裁判所は、これらの用語が本件技術分野において当業者の間で一般的に用いられる標準的な表現であると評価しました。出願時点の技術常識や、関連文献・慣用例と照らし合わせた結果、用語の意味は十分に理解可能であり、明細書全体や添付文献と合致して発明が客観的に把握できると認定しました。さらに、特許法が求める最低限の情報が記載されていれば、必ずしも具体的な実施例すべての記載を要求するものではないと判断されています。

判決理由の妥当性の評価

- 出願当時の当業者の技術常識に基づき、専門家がこれらの用語を通常の解釈で理解できることを前提とした判断は、従来判例や法理とも整合的です。
- 請求項の記載のみならず、明細書全体、図面、および関連文献の内容を総合的に判断材料とすることで、裁判所は客観的かつ一層厳密な評価基準を適用しました。
- 審査段階での原告の主張の変遷や関連出願での主張に左右されず、当該分野の標準的な技術用語としての理解に基づいて判断がなされた点は、特許法が求める信頼性ある評価の要件に沿っているといえます。
- 一方、グローバルな特許戦略の観点では、用語の定義をより具体的に明示した方が望ましい可能性はありますが、本件では国内法上、当業者の共通認識に則る判断とすれば、審決取消の判断は合理的かつ妥当であると評価されます。

令和 6 年（行ケ）第 10005 号 知的財産高等裁判所判決 詳細レポート

判決の概要

令和 6 年（行ケ）第 10005 号事件は、「電子患者介護用のシステム、方法および装置」に関する特許出願の拒絶査定不服審判に対する審決取消訴訟です。原告であるデカ・プロダクツ・リミテッド・パートナーシップが、特許庁の拒絶審決の取り消しを求めて訴えを提起しました[3][9]。知的財産高等裁判所は、原告の請求を認め、特許庁の審決を取り消しました[1]。

審決が取り消された理由

審決が取り消された主な理由は、特許請求の範囲の記載要件（明確性要件、特許法 36 条 6 項 2 号）と、明細書の記載要件（実施可能要件、特許法 36 条 4 項 1 号）に関する判断の誤りです[3][8]。

明確性要件

特許庁は、特許請求の範囲に記載された「ウェブ・サービス」および「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語が不明確であると判断しました[3][6]。特許庁は、これらの用語が広範な概念を包含しうるため、発明の範囲が不明確であり、第三者に不測の不利益をもたらす可能性があるとして主張しました。例えば、「ウェブ・サービス」という用語は、「ウェブを介したサービス」という広い概念を有しているとも考えられ、インターネットを介したサービスである「電子メール」であっても「ウェブ・サービス」ということができる旨と指摘しました[3][10]。また、特許庁は、本願明細書には「ウェブ・サービス」等の具体的な説明が一切ないから、本願との関係が明らかではない文献の記載を参照しても技術的な意味が明確であるということはないと主張しました[4][6]。

実施可能要件

特許庁は、明細書の発明の詳細な説明において、「ウェブ・サービス」および「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」の具体的な例が示されておらず、当業者が本願発明を実施することができないと判断しました[3]。

裁判所の判断

知的財産高等裁判所は、特許庁の判断を覆し、以下の理由から審決を取り消しました[4][6]：

- **明確性要件について：** 裁判所は、特許請求の範囲の記載は、特許請求の範囲の記載だけでなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者である当業者の出願当時における技術常識を基礎として判断すべきであると判示しました[6][7]。裁判所は、「ウェブ・サービス」という用語は、「インターネット上に分散した複数のウェブアプリケーションシステムをシステム同士で連携させる技術であり、XML、UDDI、WSDL及びSOAPの規格に適合したもの」という意味で用いられ、本願の国際出願日の当時、技術常識となっていたと認めました[4][6]。また、「トランザクション」という用語は、「複数の処理をひとまとまりにしたものであって、同時にアクセスされる基礎データの一貫性を確保することができるもの」という意味で用いられると認められ、「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」とは、この「トランザクション」を基礎とした「ウェブ・サービス」という意味の用語であると認定しました[4]。したがって、裁判所は、出願当時における技術常識を踏まえると、本願各発明の「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」は、それぞれ、上記の意味で用いられているといえるから、本願明細書において、これらの用語の具体的な説明がされていなかったとしても、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえないと判断しました[4][6]。
- **実施可能要件について：** 裁判所は、本件明細書は、発明の構成要素や機能を詳細に記載しており、当業者が発明を再現するための情報を提供していると判断しました[1]。また、特許庁が指摘する「具体的な実施例の欠如」は、実施可能性を否定する根拠にはならないとしました[1]。特許法は、発明の実施例が出願明細書にすべて記載されることを要求しておらず、必要最小限の技術的情報が提供されていれば足りるとしました[1]。

判決理由の妥当性

本判決の妥当性を検討するために、関連する特許法の条文や過去の判例を考慮します。

- **明確性要件（特許法 36 条 6 項 2 号）**：特許法 36 条 6 項 2 号は、特許請求の範囲の記載が明確であることを要求しています。しかし、明確性の判断は、特許請求の範囲の記載だけでなく、明細書や図面、および当業者の技術常識を総合的に考慮して判断されるべきです[4][6][7]。本判決は、当業者の技術常識を重視し、「ウェブ・サービス」という用語が技術分野において一般的に理解されていたことを根拠に、明確性要件を満たすと判断しました。この判断は、過去の判例の傾向とも一致しています[12]。
- **実施可能要件（特許法 36 条 4 項 1 号）**：特許法 36 条 4 項 1 号は、明細書の発明の詳細な説明が、当業者がその発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されていることを要求しています[3][8]。本判決は、明細書に発明の構成要素や機能が詳細に記載されており、当業者が発明を再現できるだけの情報が提供されていることを根拠に、実施可能要件を満たすと判断しました[1]。この判断も、過去の判例の傾向に沿っています[1]。

事実認定または法律解釈の誤り

本件において、審決が取り消された理由は、特許庁の事実認定および法律解釈の誤りに起因すると考えられます。

- **事実認定の誤り**：特許庁は、「ウェブ・サービス」という用語が不明確であり、当業者がその意味を理解できないと認定しました。しかし、裁判所は、複数の刊行物[4]を参照し、当該用語が出願当時において技術常識となっていたと認定しました。この点は、事実認定における相違です[4][6]。
- **法律解釈の誤り**：特許庁は、明細書に「ウェブ・サービス」の具体的な説明がないことを重視し、明確性要件および実施可能要件を満たさないと判断しました。しかし、裁判所は、明細書全体および当業者の技術常識を考慮すれば、特許法が要求する明確性および実施可能性は満たされると解釈しました。この点は、法律解釈における相違です[4]。

技術分野の一般的な知識や技術水準を考慮した妥当性の評価

本判決は、「電子患者介護用のシステム、方法および装置」という技術分野における一般的な知識や技術水準を考慮して、妥当な判断を下したと考えられます。裁判所は、当該技術分野における当業者が「ウェブ・サービス」および「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語を理解できることを前提に、明確性要件および実施可能要件を満たすと判断しました。この判断は、技術の進歩に伴い、特許要件の解釈も柔軟に対応する必要があることを示唆しています[1]。

結論

上記の調査と分析に基づき、令和 6 年（行ケ）第 10005 号事件において、審決が取り消された理由は、特許庁の事実認定および法律解釈の誤りに起因すると考えられます。裁判所は、当業者の技術常識を重視し、明細書全体および関連技術分野の一般的な知識を考慮して、明確性要件および実施可能要件を満たすと判断しました。本判決は、技術の進歩に伴い、特許要件の解釈も柔軟に対応する必要があることを示唆しており、妥当な判断であると考えられます。本判決は、デジタルヘルス系の出願の記載要件を判断したものであり、今後のグローバル戦略にも影響を与える可能性があります[1]。特に、用語の選定は、当業者が理解可能な範囲であれば、抽象的表現も許容されることを示唆する一方で、グローバル展開を考えると欧米特に欧州での要件とのバランスが考慮されるべきであるという実務的な指針を示しています[1]。

理由	詳細
明確性要件の判断	特許庁は「ウェブ・サービス」等の用語が不明確と判断したが、裁判所は当業者の出願当時の技術常識を考慮し、明確性を認めた。
実施可能要件の判断	特許庁は具体的な実施例の欠如を問題視したが、裁判所は明細書全体の記載から当業者が実施可能と判断した。
事実認定	特許庁は用語の技術的な意味を否定したが、裁判所は技術常識を考慮して用語の意味を認定した。
法律解釈	特許庁は明細書の具体的な説明の不足を重視したが、裁判所は明細書全体と当業者の知識を総合的に評価した。
技術分野の知識と技術水準	裁判所はデジタルヘルス分野の一般的な知識と技術水準を考慮し、用語の理解可能性を判断した。
グローバル戦略への影響	本判決は日本国内の特許出願における明細書作成の指針となる一方で、グローバル展開を考慮する際には、欧米の要件とのバランスを考慮する必要がある。

- [1. 知財高裁令和6年11月27日判決（令和6年（行ケ）第... - note](#)
- [2. NFTの法的論点【随時追記】 - 弁護士増田雅史の記録帳](#)
- [3. 令和6年（行ケ）10005号 審決取消請求事件](#)
- [4. 令和6年（行ケ）第10005号「電子患者介護用のシステム](#)
- [5. 判例で読み解くシステム開発紛争 - SOFTIC](#)
- [6. 特許 令和6年（行ケ）第10005号「電子患者介護用のシステム](#)
- [7. 特許 令和6年（行ケ）第10005号「電子患者介護用の...](#)

8. [令和 6 年（行ケ） 10005 号 審決取消請求事件 | 特許判例データベース](#)
9. [裁判例結果詳細 | 知的財産高等裁判所 - Intellectual Property ...](#)
10. [知財高裁令和 6（行ケ） 10005 号（令和 6 年 11 月 27 日判決）](#)
11. [本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消し ...](#)
12. [明確性要件の判断に当たって、審査経過の参酌を認めなかった ...](#)
13. [NFT に関する法的考察～アート、ゲーム、スポーツを題材に](#)
14. [プログラム | SCIS2025 暗号と情報セキュリティシンポジウム](#)
15. [IP High Court Ruling - Finding of Invention in Earlier Application](#)
16. [Patent \(Links\) Archives - NAKAMURA & PARTNERS](#)
17. [Legal Updates Archive - NAKAMURA & PARTNERS](#)
18. [訂正によって明確性要件違反が解消された事例](#)
19. [Intellectual Property High Court \(May 14, 2024\) - Soei Patent ...](#)
20. [IP High Court Case Regarding Patent Inventorship - Lexology](#)
21. [IP High Court Case Summary : 2022 \(Gyo-ke\) 10064 | News ...](#)
22. [AOYAMA & PARTNERS](#)
23. [Notable rulings concerning inventive step - Managing IP](#)
24. [IP High Court Case Summary : 2023 \(Gyo-ke\) 10019 | News ...](#)
25. [2024 年 - 弁理士法人 深見特許事務所](#)
26. [特許 Archives - NAKAMURA & PARTNERS](#)
27. [トピックス | 知財弁護士.COM - 内田・鮫島法律事務所](#)
28. [新規性を考える](#)
29. [IP Judgments in Japan | Intellectual Property High Court](#)
30. [China's Supreme People's Court Releases Summary of IP ...](#)
- 31.
32. [検索ページ | 知的財産高等裁判所](#)
33. [創英国際特許法律事務所【公式】 - X](#)
34. [Knowledge Theft : Property includes Intellectual ... - BananaIP](#)
35. [博客- 第 3 页- 古籍书店](#)
36. [知財判決ダイジェスト - 創英国際特許法律事務所](#)
37. [検索結果一覧 - 特許判例データベース](#)
38. [国内裁判例・審決例レポートのご案内（5号、6号、7号）](#)
39. [知的財産裁判例集 - 法令文庫](#)

40. [知的財産 裁判例集 - 裁判所](#)
41. [知財判例時々刻々 - 内田・鮫島法律事務所](#)
42. [特許法 | 知財弁護士.COM - 内田・鮫島法律事務所](#)
43. [同一引用文献で、同日同ヶ部の知財高裁判決（審決取消訴訟 ...](#)
44. [Shin Godzilla finally calms down: IP High Court approves 3D ...](#)
45. [引用文献の記載から離れた推定が行われていないことを理由に](#)
46. [日刊「特許ニュース」令和 6 年 3 月分目次 経済産業調査会](#)
47. [令和 5 年（行ヶ） 10005 号 審決取消請求事件](#)
48. [国内裁判例・審決例レポート - 弁理士法人 深見特許事務所](#)
49. [特許法 102 条 3 項の損害額について判断した裁判例](#)